

西欧における世俗国家の成立とネーションの形成

再考 人間の条件(完)

大 熊 忠 之

本稿では、ハンナ・アーレントの『人間の条件』に示された論考をもとに、彼女が否定した世俗国家の特質を検討する。西ヨーロッパの封建時代は王公、諸侯および教皇と司教がそれぞれの所領を個別に統治する分立状態にあったが、全域をローマ教会が精神的、イデオロギー的に支配する体制下にあった。しかし中世後期に封建制が衰退するにつれ、王権が教会と諸侯の権力を吸収し勢力を拡大した。そこに出現した王国は政教分離の原則に則り成立した統治体であるため世俗国家といわれる。王権は国内を軍事的に統一したが、それに止まらず領主裁判権、市場統制権を集約し、教会の文化的主導権を打破して封建勢力の実権を剥奪した。他方商業や農業などの面で領民を保護し自由民としての権利を認めた。その結果王権の権力集約はネーションの形成を助長することにもなった。こうした経緯から成立したは世俗国家は、領内を軍事、法制、言語、文化および商業においてネーションを統合する共同体として成長し、多面的な特性を内包するようになった。この特徴は近代国家にも受け継がれてきた。本稿は中世末期における世俗国家の成立過程を検討し、国家という存在の属性を探ることしたい。

国家の理想形態についてヨーロッパでは古典古代よりさまざまに論じられてきた。近代の民主国家では古代ギリシアの都市国家（ポリス）とくにアテナイを理想とする見方が有力となった。アレントもその一人である。彼女は政治とは民生の枠を超える「活動」であることを力説して、政治は生活に係わらない活動だと述べる。なぜなら生活上の事案は家族内の問題であり、私的領域に属するからであるという。したがって経済は公的領域外の事象であり前政治的問題にほかならないと論じるのである。近代以降、経済が集団的関心の的となったのは、家族という血族集団が経済的・政治的な組織に変質したからであると述べ、経済組織になった血族集団が恰も単一の超個人的家族であるかのように考えられ、その集合が社会として認識されるに至った。やがてそれが政治的に統合され国家と呼ばれたという。それゆえ近代国家は中世に出現した職業団体、ギルド、同業組合などと同様、共通善という家族的理想つまり中世的価値を追求していた。それは私人の物的利益を尊重し、私生活を重視するものであるから、公的領域には属さず、それゆえ中世の世俗領域は古代の私的領域に等しいとする。彼女はポリスの政治では立法や都市のインフラ整備は関心の対象にならなかったと指摘し、政治を統治と区別する。

ではポリスの政治とは何なのか。この点に関するアレントの記述はきわめて晦渋で論考もひじょうに抽象的である。世俗国家がなぜ西ヨーロッパで発展したのかという本稿の関心からすれば、アテナイで軽視された私的行為をなぜ世俗国家が重視するようになったのか、その変化に注目せざるをえない。ギリシア史の現実には哲学者の古代理解とは掛け離れたものであった。まず古代より十九世紀に至るまでギリシアという名の国家や地理的領域も国民も存在しなかった。⁽¹⁾古代ギリシアとは、バルカン半島南部から黒海に続く臨海部とエーゲ海諸島に小アジアとイタリア・北アフリカの一部を加えた一帯に分立した一ヶ所以上のポリスの総称でしかなかった。しかもポリスは互いに合従連衡をくりかえし、ペロポネソ

ス戦争以後、マケドニア、ビザンチン、オスマントルコなどの諸帝国に併合された。アーレントはギリシア政治の歴史的發展について何も触れていない。本稿では彼女が否定した私的行為の多様性に注目したい。

アーレントの言説を再考するに際して、第一に留意すべき点は、論述の随所にみられる二元論的な対立の図式である。言論と暴力、公的領域と私的領域、自由と労働、市民（あるいはポリス）と家族、そして政治と前政治が対比されるとともに対立関係として論じられる。しかしこれらが論理的なパラドックス関係にあつたか否かは疑問である。

第二にあげられることは、これら二項対立の非対称性である。政治とは公的領域（ポリス）における市民の言動であつた。それに対して前政治的行為とは、住民（市民の家族と奴隷を含む）の私的領域（家族内部）におけるあらゆる行為に及んでおり、農作、立法や建築、道具や家財などの物品生産から戦争まで含んでいた。この対比から前政治的行為の種類の高さと範囲の広がりが出る。それらは相互関連を欠くことも少くなかつた。前政治行為という名辞は統治を内包したため政治との矛盾を反映したともいえる。

第三にアーレントの政治論がポリスの定常状態の下での市民の集団行動を対象としていることがあげられる。民主政の脆弱性に触れているとはいえ、政治の安定条件については何も述べていない。経済やポリスの対外関係はポリス政治の環境を規定する変動要因であるが、これについての記述もみあたらない。しかし彼女が前政治事象として指摘した言説のなかにに世俗国家の萌芽が隠されているのではなからうか。その点をつぎに確かめよう。

一 前政治論再考

アーレントは前政治的行為として私的領域、具体的には家族における家長の暴力的支配を指摘した。ところで彼女は

「家族」という語を血族集団（氏族）のメンバーと家計単位（世帯または家門）との二つの意味で使っている。家長の暴力的支配について何度も言及しているが、家長の定義はなく、家長―家族関係の説明もない。しかし当時の経済状態を考えると暴力的支配とは奴隷への過重労働の強制を指していたと考えられる。家計のエンゲル係数が高かった古代、食糧確保は必須の営為であった。市民生活はまず各自が所有地で行う農作に依存していた。その後農作は自給自足からポリス経済を支えるまでに成長したが、成長とは生産余剰の増加を指していた。その余剰がポリスの政治を支えていた。土地と技術が固定していた経済において生産量は労働力投入に比例する。家族が農作業に従事しなければ、増産の方法は奴隷の労働強化以外になかった。奴隷の大半は拘束した敵方の捕虜だったから、平和が続くと経済成長は限界に達した。その打開策としてアテナイやスパルタのような強大ポリスがとったのは植民地の拡大と自国の帝国化であった。アーレントがみた私的事業としての経済活動とは私有地内での農作業やその他の家業に限られていたといえる。ポリスの政治は経済に依存していたが、その安定は平和を必要とし、成長には戦争を必要とするという矛盾のうえに成立していた。

戦争は際限のない消費と破壊であるからポリス経済の負担を高める。兵役義務が課されていたポリスにおいて武装や武器は個人負担であり、戦費も市民の負担であった。したがって戦争は市民の家計を圧迫した。しかしそれ以上に深刻な問題は兵員数の限界にあった。その解決策としてとられたのが傭兵の導入である。だがそれは貨幣による財政支出を増大させた。そのうえポリスの帝国化は商業の発達を招き、ポリス経済は貨幣経済化の波に巻き込まれた。貨幣の普及により商業的關係があらゆる私人関係に浸透し奴隷制を動揺させた。アテナイ繁栄の全盛期はポリス政体の矛盾が極限にまで拡大した時期であった。

つぎにアーレントが政治の要として重視したポリスにおける言論についてみてみよう。彼女は言論、とりわけ討論が市

民たちの市民意識を育てたと高く評価した。古代ギリシアには競技文化というべきものが定着しており、言論もそのような競技様式にしたがって行なわれていた。彼女は言論の前提として自由と平等それに証人の必要性を説く。自由とは生活上の必要に拘束されていない状態を意味し、平等とは誰もが支配・被支配の関係にないことを指す。さらに競技は公開され多くの人々に観察されねばならない。審判と観衆は競技の公正性を保証する証人であった。とはいえ言論は内容の質が問われる。好評を得た言明は記録され書字化されて、文書なり碑文、芸術作品などの形で後世の評価に晒された。こうした記録の蓄積がポリスの共同体意識の基礎になった。言論の意義は日常性を超える共通世界の創造にあり、それは奴隷の労働にも職人の製作にもないものだという。

アーレントは奴隷や蛮族の社会は言論によって共同体を維持する生活様式をもたなかったために、政治が発展しなかったと論じる。その理由としてあげたのは、彼らが文字をもたなかったことと、私人の日常的欲求充足は公的なものになり得ないことにあった。書字言語を有する社会と無文字社会の違いについて留意すべきことは、無文字社会は永久に続くこととはなく、いつかは文字をもつに到るということである。つぎの疑問は、生活上の必要の充足は私的事項であるから公的領域の論題にはなり得ないという指摘である。問題は彼女の関心が欲求の充足に向けられていて、充足不可能な事態を除外したことにある。戦争、自然災害、それに疫病は長らく共同体の日常生活を阻害する超人的厄災として恐れられてきた。その災禍から身を守る秘策として行われたのが宗教祭儀にはかならない。それには疫病や災害をもたらす天変地異の鎮静を願う祈りが込められていた。祈りとは人知の及ばない不運からの救済という人力で実現不可能な解決への希求を表明することである。宗教とは人間が不可能性に挑む営みにほかならない。

宗教的観点からみると、蛮族の世界にも文字はなくとも部族宗教が成立していた。宗教祭儀において彼らは自身の集団

行動の経験を伝説や神話の形にまとめその記憶を口承していた。アーレントの言説にはイエスの発言やキリスト教会の行動をのぞいて、宗教に関する記述がみられない。しかし民主政のアテナイでさえポリスの守護神を祀り、ソクラテスを流神の廉で死刑に処したのである。アテナイ市民が蔑視した蛮族も独自の宗教をもち、声と記憶によるとはいえ言論活動を行なっていた。文字の獲得が実現すれば、彼らとてポリス市民と同等の存在となり得る可能性を秘めていた。⁽²⁾

前政治論について最後に検討するのはポリスの開放性という前提である。アーレントは人間の集団行動の場として私的領域と公的領域、それに世界をあげる。そしてポリスを公的領域とほぼ同義としている。ただしポリスの空間的範囲には公私二つの領域を含めている。他方世界とはポリス市民の共有する意識空間とよぶべきものとポリス外の土地との両義性をもっていた。ポリス外部は蛮族の支配する土地であり、暴力が罷り通る場所である。蛮族とポリスとの関係は戦争になりやすいために対外活動は前政治的行為であると述べる。

この説明が難解なのは公私という対立軸で他者を論じた点にある。ポリス外の土地は蛮族つまり他者の領域であった。もちろんこれは公的領域ではないが私的領域ともい難い。なぜならそこはポリス市民の所有地ではないからである。したがってアーレントのいう私的領域とは性質を異にしていた。ポリス市民の対外関心はただ戦争にのみ向けられていた。彼女は、戦争はポリスにおける政治教育の二大課題の一つであったと指摘したうえで、「戦争とは世界の自由のために生命の必要から自分自身を解放する前政治的行為」であり、自由の獲得ないし実現のための暴力であると明言する。そして蛮族集団の閉鎖性や暴力性を指摘してポリスの開放性と非暴力性を強調した。ここに露呈したのは、アーレントがポリスの暴力性を容認していることとポリスの閉鎖性である。戦争になればポリスが蛮族を排除することは自由の理念にもとづく正義になった。⁽³⁾

ポリスの開放性と閉鎖性という自己矛盾がなぜ生じたのか。その鍵は世界の概念にある。万人に開放されている世界とは、市民が共有する価値を体现する場であつて、物理的空間を意味するものではなかつた。そしてポリスも理念を共有する共同体として意識されていた。しかも市民権は土地を所有する成人男子で、その両親も市民である者に限られていた。これはポリスがクラブであつたことを意味する。クラブとは経済学者J・ブキャナンが提唱した概念である。彼によると公共財と一般財の中間にクラブ財があるという。公共財とは分割不能つまり私有不能で排他的利用ができないものをいい、一般財は分割（私有）と排他的使用が可能な財である。それらに比べクラブ財とは共同所有と排他的利用が可能なものをいう。⁽⁴⁾ 会員制のゴルフ場や映画館はその例である。その施設は会員や入場料を払った観客にとつては公共財としての価値をもつが、それ以外の人々にとつては他者の私有財でしかない。クラブ財の重要性は経済的な意味に止まらず、文化にも該当することにある。例えば言語や宗教はその使用者や信者にとつては公共性をもつが部外者には有意性をもたない。換言すれば文化にはそれを共有する人々が公共性や普遍性を認めたとしても排他性が潜在しているのである。つまり文化はそのクラブ性ゆえに閉鎖性を内包している。この意味で古代ギリシアのポリスは市民クラブとしての閉鎖性と排他性（暴力性）をもつていたといえよう。

市民に兵役義務を課していたことは、ポリスが戦士共同体でもあつたことを物語る。戦争は政治行動ではなく前政治的行為であるという言説は、政治が戦時には停止することを意味している。実際古代ギリシアであいついだ戦争は統治の一環として遂行された。戦時に市民の自由や平等よりも義務やポリスへの忠誠が強調されたことは、ポリス全体が私的活動に終始していたことを物語る。戦局が膠着状態に陥つたポリスが他のポリスと軍事同盟を結成した史実はある。しかし平和回復の後新たな戦争の防止や恒久的平和のために、自分たちの同盟を超ポリス的な統治システムに発展させようとはし

なかった。戦争の終結は政治の回復をもたらした統治の重要性を低下させたからである。世界を統合する帝国の建設によって平和を実現したのはローマであり、領内の平和を確保する世俗国家を形成したのは千余年後に北方から侵入した新たな蛮族であった。

- (1) ギリシアという国家が初めて成立したのは実に一八三〇年の独立宣言のときであった。参照、村田奈々子『物語 近現代ギリシャの歴史』二〇一二年、中公新書。
- (2) 無文字社会の書字化については次を参照。大黒俊一『声と文字』(ヨーロッパの中世6)二〇一〇年岩波書店、第一、八章および間章。
- (3) アーレント『人間の条件』二二〇および五二頁。もう一つの教育課題は弁論術であった。
- (4) James Buchanan, "An Economic Theory of Clubs", *Economica*, Vol. 132, No. 125, 1965 参照。アーレントの公私概念には財の所有という軸は含まれていない。したがってポリスが排他的共有に依拠しているとの認識を示していない。

二一 ゲルマン族の定住とヨーロッパ世界の形成

アーレントは西欧の世俗国家の原型を中世の職業団体に見た。しかしこれは中世商業都市に発生した組織であってローマ辺境に侵入した当時のゲルマン族集団とは性格を異にする。ゲルマン人は血縁関係にもとづく集団(氏族)やその連合による部族を形成していた。ゲルマン部族は多数に分れそれぞれが独立して別々の土地で暮らしていたから、彼らの集団行動は私的領域に止まっていたといえる。しかしこれら部族が一齐に移動・移住するという事態は単なる私的行動のレベルを超えていたと考えるべきであろう。この大移動は私的領域で完結可能な営為とは認め難い。その原因として多数の部族

の生存が脅かされる規模の気候変動とか自然災害や人口過剰があつた可能性も論じられているが今のところ定説はない。いずれにせよゲルマン部族はこぞつてローマ帝国へ侵入し、定住地を見つけてそこに王国を建設した。

そもそもゲルマン人はローマ帝国領の遙か北方に居住していた人々であり、狩猟、牧畜、農耕で生活していた。農作は原始的な焼畑であつたため頻繁に移動した。また成人男子は族長のもとに結束する武力集団を形成し、狩猟民の伝統的生業である他部族の征服と略奪にも従事した。族長は部族の移動や遠征などを決定し戦争を指揮したが、また部族神の祭儀を司どる祭司でもあつた。とはいえ族長死後の後継者の選出やその他重要な決定に民会が係わることも稀ではなく、族長の権威は絶対的ではなかつた。このような集団が何らかの理由で一斉に移動を開始したのである。

ゲルマン族大移動は二波あつた。第一波は四世紀末からはじまつた東・西ゲルマン族の越境である。彼らはバルト海周辺を現住地としていた部族といわれ、早くからローマ領北部に移住していたが、騎馬遊牧民のフン族の西進によりローマ南部に侵入した。第二波は九世紀末にはじまつた北方ゲルマン族の侵入である。彼らの現住地はスカンディナヴィア半島とユトランド半島でノルマンとかヴァイキングと呼ばれ、ヨーロッパ全域で略奪を恣にする海賊として恐れられた。第一波の先陣は東ゲルマン族（東・西ゴート、ブルグンド、ランゴバルド、バンダルなど）で、イタリア半島、イベリア半島、北アフリカの各地に定住して王国を樹立したが、すぐローマに同化し王国は短命に終つた。ついで西ローマ滅亡を機に西ゲルマン諸族（フランク、バイエルン、アラマンなど）がローマ領ガリアに移住した。ブリテン島に上陸したアングル、サクソン族をのぞき、彼らはローマ人や先住のケルト族と共存を図りつつ王国を拡大した。ゲルマン族は部族抗争に明け暮れたが、五世紀末ついにフランク族が覇権を握り、支配地として今日のフランス、ドイツ西部、イタリア北部にわたる一帯を治めるフランク王国（メロヴィング朝）を樹立した。その後の王朝交代によりカロリング朝が実権を握り、シャルルマーニュ

(カール)大帝(在位八〇〇―八一四年)の治世に最盛期を迎えた。フランク王国は帝国辺境に生まれた最初のキリスト教ゲルマン国家となった。後にこの地方はヨーロッパと呼ばれるようになるが、この王朝はヨーロッパの封建的統治制度とカトリック的生活様式の原型を生んだ。(封建制については後述)

カロリング朝の統治を支えたのはローマ・カトリック教会である。ローマ貴族の血統を引く教会エリートはローマ帝国の復活を夢想しヨーロッパの盟主となる野望に燃えていた。教会の王朝支援は教皇の布教戦略にもとづいていた。当時西ローマは二、三の都市を除いて全くの未開地にすぎなかった。当然キリスト教徒も少なかった。そこで教勢拡大に教皇が目を付けたのが、人口増加の著しいゲルマン族であった。教会はゲルマン族の慣習である族長の祭祀権に利用価値を認め、部族指導層の改宗に全力を上げた。⁽⁵⁾

改宗による権威の強化は王朝にとって多部族の統治に有益であった。教皇がそれに一役買った史実として、レオ三世(在位七九九―八一六年)によるシャルルマーニュへの西ローマ皇帝位の授与(八〇〇年)があげられる。教会の支援により王朝はまた行政に必要な書字能力をもつ人材を獲得し、これにより統治の広域化と長期化を実現した。他方ローマ教会は布教地での教会建設と修道院開設の権利を得た。この権利には教会統治(カトリック教会では裁治という)に係わる教皇の至上権(高位聖職者人事権を含む)と教義解釈の独占権(破門・異端排斥権を含む)そして教会領地の不可侵権が含まれていた。シャルルマーニュ大帝は教会を保護するとともに、ゲルマン人聖職者の能力向上やキリスト教文化の振興にも取り組んだ。その結果カトリック信仰共同体というべき聖俗協同統治モデルが成立した。

大帝は地方豪族を官制上の伯として編成し、彼らをゲルマン的臣従誓約で拘束する体制を構築した。この体制は部族の伝統とキリスト教の教理に由来する国王の権威、近親豪族の精兵部隊である近衛軍と大帝個人のカリスマ性に依存してい

た。したがって教会の支持や国王の人格的統率力が弱まれば統治能力が低下せざるを得ない弱点をもっていた。九世紀末、大帝の孫たちの間で王位継承抗争が起ると、王国は初めは三ヶ国に後に東・西フランクの二国に分裂した（これが今日の独仏両国のルーツとなった）。当時ヨーロッパは周辺から圧力を受けていた。北方からはノルマン族が南下し、東からアジア系遊牧民マジャール族が侵攻した。そして南方ではイスラム勢力が地中海沿岸から小アジア、北アフリカにイベリア半島一帯を制圧した。ノルマン族の侵入により中欧からシチリア島に至る各地の都市は破壊され略奪を受けた。商業都市はイスラム勢の地中海進出により東方交易に打撃を受けていたが、ノルマンの襲撃で止めを刺された。東西両フランク王国の統治機構は完全に解体し、王族と豪族は本拠地での生き残りを図るほかなかった。ノルマン諸族も十世紀には定住をはじめ、キリスト教に改宗するとともにそれぞれ王国や公国を樹立した。⁶⁾

壊滅状態にあったヨーロッパ社会に十世紀後半再生の兆しが現われた。第一に各地の在地領主や修道院が本拠地の防護を強化し地域統治の基礎を構築したことである。他諸侯やノルマン族との戦争が日常化したため、地方の在地領主や修道院は自身の本拠地防衛のために、急峻な山地や河川や海浜の崖岸に自領を確保し、その地形を活用しつつ城砦や居館の周辺に防壁を築いた。その建材は木材や土石だったが、二、三世紀の間に石造りに進化した。第二の再生の芽は領主軍の機動力向上である。ヴァイキングやマジャール族の戦力的優位はその機動力にあった。前者は長身の高速船で海上や河川を航行して襲撃した。後者はポニーの騎馬隊による奇襲を得意とした。これに対抗したのが重装騎兵である。人馬とも装甲で身を覆い騎乗で槍を使う兵士はすでにカロリング朝末期に出現していたが、十一世紀以後王侯軍の主力となった。彼らは騎士とよばれ封建制の成熟とともに貴族に次ぐ身分に昇格した。

再生の第三の芽は経済の回復である。領主は自領の防衛力強化のみならず領内農民の保護にも努めた。その結果まず自

給目的の農作が復活しやがて作高はさらに増加した。農作拡大のため彼らはまた山林や沼沢、沿海湿地の開墾や干拓にのりだし耕地の拡大を図った。そして労働力確保のため領外農民も積極的に受け入れた。農民は身分的には自由民と奴隷に分れていたが、土地をもつ自作農、借地を耕作する小作農、僅かな所有地での自作と小作を兼る小農民（農奴）、領主直営地で働く小屋住み農民（農奴か奴隷）に細分化されていた。彼らは領民として領主に支配され貢納や賦役の義務を負った。十世紀以後農作技術が著しい発展をみせ、農作は次第に商業化し農業といえる規模に成長した。この農業発展には新興の托鉢修道会が多大の貢献をした。

所領の治安が確立すると、その土地は領主が課税権と裁判権をもち、家臣が領民を直接統治する荘園となった。こうして領主が土地と農民（大半は農奴）を支配する荘園体制が成立した。西欧の封建制は農奴の労働による農業生産を経済的基礎とし、主君が臣下に封土を与え、その知行を保護する代償として家臣に忠誠と軍役義務を課す臣従誓約を統治原理としていた。これは双務的契約関係といわれいづれかが違約すれば関係を解消できたとし、違約にならない限り複数の主君をもつことも、あるいは下位身分の者を家臣にすることもできた。戦争に勝った王侯や騎士らは占領地をつぎつぎと家臣に授封したため、一地方に多数の所有者が入り組むことになった。所領を増やした諸侯が地理的に分散する荘園を抱え、統治に支障を来すことも多かった。

フランク王国から分れた王・公国や有力豪族の支配する伯領はかなりの所領と家臣を擁していたといえ実質支配地は限られていた。戦乱により所有者が不明になった土地や統治の不安定なかなり広い土地が残されていた。ノルマン族はそのような土地に定住し、そこを所領に城を建てた。西フランクでフランス王宗家のカペー家より広い領地をもっていたのはアキテーヌ、ブルターニュ、シャンパーニュ、ブルゴーニュの諸侯とノルマンデイ公であった。東フランクはフランケン

ン、ザクセン、バイエルンなどの部族が王国を樹立する分立状態にありながら、それらを統括するドイツ王ないし皇帝という地位も存在した。皇帝は教皇から授与された冠位で、王位と併存していたが後には帝位に集約された。ドイツ王や皇帝は慣習により有力諸侯の選挙で任命され、ドイツと西ローマ帝国（後に神聖ローマ帝国、ドイツ帝国に改称）の統治者とされた。この帝国は今日のベネルクス三国から中欧、イタリア北部にわたる各地諸侯を包括するものであったことと、皇帝の即位に教皇が関与する慣習もあつたため、その統治はきわめて複雑であつた。イングランドではアングル、サクソンの七王国時代を経て、十世紀にデーン人が侵入し統一王朝を樹立したがその統治は不安定であつた。十一世紀初頭ノルマンディ公ウイリアムがイングランド全域を制圧してノルマン朝を樹立した。これはノルマンコンクエストと呼ばれるが、ウイリアム征服王（在位一〇六六―一〇七七年）はそこに封建体制を確立した。

各地に割拠する王侯勢力と教会は、当時唯一価値のあつた資産である土地の獲得に狂奔した。土地の取得方法には婚姻による共有、相続、遺贈、譲渡、買収、所領の交換、押領のほか征服があり、各勢力は政略結婚、相続訴訟、相続理由の戦争などを展開した。しかし王領や公伯領によつては他の領主を兼ねる貴族もいたので、領地を巡る対立関係は錯綜して⁽⁷⁾いた。十一世紀末ノルマン族の侵入が止ると、折からの気候の好調も重なりヨーロッパ経済は高成長を遂げ人口も増加した。そのうえザクセンやイングランドで銀や錫などの鉱脈が発見され鉱業が発展し、経済的好況にともない都市が復活した。こうしてヨーロッパ世界では教会勢力といくつもの封建王国が分立したが、そこで最大の抗争の種となつたのは教権と俗権との相剋であつた。

(5) ローマ・カトリック教会の布教活動は異教徒に回心を促す宗教的使命にもとづいていたというより、教皇や高位聖職者が秘め

ていた俗人支配拡大の野心にもとづいていたと解する方がその後の歴史展開が解りやすい。文化史家彌永信美はローマ皇帝による国教化以後教会の活動はキリスト教帝国主義というべき世界支配の歴史観にとらわれていたという。『幻想の東洋』二〇〇五年、ちくま学術文庫、とくに第五章参照。実際教会が重視したのは祭儀や戒律・徴税による俗人の人格的支配であり、それは個人の出生(洗礼)、堅信(成人)婚姻(結婚)、死亡(終油)のサクラメントを通じて実施された。またヨーロッパ全域にわたるゲルマン人の改宗はローマ帝国の復活と観念されていた。高位聖職者の大半はローマの貴族や元老院議員の子孫であり、彼らは司教職をローマ帝国の高官ないし地方官と同等のものとなしていた。カトリック布教の政治性は、コンスタンティノポリス総大司教との決別やローマ司教号の教皇への改称、コンスタンチヌス寄進状の偽造、西ローマ皇帝任命などの実例からも明らかであろう。西洋史家や政治学者の記述には教会の教条的言明の理論的解釈を重視する傾向があり、教会エリートとの政治的関心に触れていないことが多いように思われる。例えば次を参照、佐々木毅『宗教と権力の政治』二〇一二年、講談社学術文庫。

(6) 戦争がヨーロッパを生んだとよくいわれるが、欧米人には戦争が新しい世界を生むという感覚が意識の底にあるように思われる。現在人気の高い『指輪物語』や『ハリー・ポッター』の物語や映画は『スター・ウォーズ』ともどもこの図式を踏襲している。それはノルマンやヴァイキングと戦った歴史経験ないし伝説の記憶に根ざしているように感じられる。気になるのは革命戦争により成立した国々が、自国の歴史記述にこの図式を当てはめ善悪二元論的な論理で史実を伝説化ないしシンボル化させていることである。

(7) 例えばドイツのザクセン朝第二代国王オットー二世(在位九三六―九七八年)は初代神聖ローマ帝国皇帝になっていたが、父王同様教会組織を利用して国家統一を図り、フランケン、バイエルンなどの反抗的部族を平定しこれら領地を支配した。九五一年イタリアに遠征し寡婦であった同国女王と結婚したためイタリア国王として北イタリアをも治めた。もう一つ例を挙げると、イングランドのプランタジネット朝の初代国王ヘンリー二世(在位一一五四―八九九年)は父がフランスのアンジュー伯で母は英国王の娘であった。アキテーヌ公女と結婚したためフランスにもさらに多くの領地をもつ英国王となり、フランス国王ルイ七世を敗ってブルゴーニュを獲得したためフランスの西半分を支配した。

三 封建社会の盛衰と聖俗勢力の相剋

十一世紀の農業技術の發達は農業革命と呼ばれる社会變動をもたらした。その変化をあげると第一に農村の誕生、第二に農業の商業化と莊園の企業化そして第三に封建制の變質がある。ローマ帝政時代以来農作地帯は人家が散在する人口希薄な場所に過ぎなかつた。新しい農耕技術の出現により農民は村落を形成して暮しはじめた。それは農作の共同作業や土地の使用に住民の意思統一が必要になつたからである。領主直営地での賦役や森林の開墾はもちろん放牧地や休耕地の設定や共用地の確保に農民相互の協力と合意が不可欠になつた。村は農作を軸に形成され以前の集落より長期間存続した。住民は村落一帯で自発的に結束し、土地に愛着する共同体意識を抱くようになった。こうして農民は村という多少なりとも自治的な生活環境で暮しながら、莊園の領民という役割も果した。

莊園は増産によつて生産物を外部へ出荷できるようになつた。各地に市が開設され商業流通が盛んになると、領主は金錢的利益を求め生産を高収益作物に転換した。その結果農業は自給目的を離れて商業化し莊園も企業化した。領主には司教や修道院長もいたが、彼らのなかで大領主と主従關係にある者は軍役奉仕を金錢地代で代納していた。ノルマン族の蛮行が一段落した十一世紀には莊園経営に専念する領主たちも軍役を金納に代えていった。

ヨーロッパ經濟は農業生産の増加と都市貴族や教会の消費の上昇により成長した。商業の再生が貴族や教会の消費を後押しした。最大の消費は城塞や聖堂の建設と貴族生活の奢侈化であり、それは手工業の發達を促進した。商業と手工業の發展は商人と職人の地位を上昇させた。軍事面では王公や諸侯は武力を臣下の軍役奉仕に頼れなくなつていた。重装騎士は専門的訓練を要し兵の職業化が進んだ。そのうえ戦争の長期化により軍役期限のある臣下だけでは兵力不足が生じてい

た。そこで王侯は傭兵に頼るようになったが、それは財政負担の増加を招いた。彼らは資金不足を補うために家臣の軍役の金納化をすすめた。十一—十三世紀のヨーロッパの平和は王侯勢力の分立によって保たれ、軍事対立は局地化された。⁽⁸⁾

領主は所領の治安をのぞいて行政実務のほとんどを聖職者に依存した。教会は封建制の定着により勢力を拡大していた。当時教会は知識人を抱える唯一の集団であり、書字言語を独占し官僚組織を保持していた。教会は税収(主に十分の一税)、地代(小作料や年貢)のほか寄進や祭事の献金、遺贈など多様な収入源から財貨を集め経済力でも王侯を圧倒していた。布教地や農村での教区教会の新設や都市の司教座教会の拡充は教会の収入増をもたらし、聖堂建設や聖遺物収集で威力を誇示した。教会は祭事の年間スケジュールである教会暦によって信徒の日常生活を統制し、サクラメントにより彼らの全生涯を管理するとともに告解を通して私生活の内面をも監視する体制を作りだした。こうして教会の俗人世界に対する精神的支配体制が完成した。破門は信徒に社会生活の禁止を命じる刑罰を意味し、その権限を握る教皇は破門の威嚇で世俗権力を左右できるようになった。各王朝は政務を支える職席に聖職者を当てていたので、その人事権をめぐって聖俗の対立が深まった。とくにドイツの政治は諸侯の連合と皇帝との微妙な勢力関係に依存していたため、帝権は諸侯の牽制に聖職者と教会組織を利用した。そこで司教人事に関する帝権と教権の対立が生じた。十一世紀以降この対立は叙任権闘争といわれるが、その背景には聖職売買や聖職者妻帯など教会の組織的腐敗があり、これを正そうとする新興修道院の教会刷新運動も絡んでいた。クリュニー修道会を尖兵とする改革派は俗権による聖職人事を腐敗の根源と見なしていた。改革派を支持しみずからも改革にのりだした教皇グレゴリウス七世が、皇帝ハインリッヒ四世を破門してカノッサの屈辱という事態が起きた。この事件は教皇権の絶対性の好例としてよく知られているが、その後の結末は教権が俗権を全面的に統制できなかったことを明らかにした。それは多くの司教が皇帝の臣下であったことに起因していた。⁽⁹⁾

教皇が唱導した最大の事業で教会權威の失墜を招いたのが十一世紀にはじまった十字軍運動である。教皇ウルバヌス二世がイスラム教勢力に奪われた聖地奪還のため王侯に軍事遠征を煽つたのである。後に聖地はエルサレムのみならずスペイン南部のキリスト教徒居住地や北欧の異教地にも拡大された。¹⁰⁾ 十字軍は一七〇年にわたり断続的に七回以上派遣された。しかし第一回のエルサレムと第四回のスペイン南部の奪還をのぞいて目的を果すことはなかった。しかもエルサレムは再び敵方に制圧され、以後奪還は叶わぬ夢となった。十字軍戦士には領地相続権をもたない貴族の次三男や失職中の騎士が多数いて、彼らは遠征を略奪で荒稼ぎできる機会としか思っていなかった。この軍勢は遠征途上でキリスト教徒の集落やコンスタンティノポリスでも略奪と殺戮の限りを尽した。十字軍の乱行が知られるにつれ、西欧でも十字軍への愛着が薄れ、運動の熱気も急激に冷却した。また何の戦功も得られず遠征で負債を負つただけの王侯たちは教皇への不信任感を強めた。これを機に教会の權威は一気に低下し教皇はヨーロッパ政治の求心力を弱めていった。

十字軍は教権の權威失墜に止まらず封建領主の地盤をも揺がした。商業の發展により自給自足的莊園制が崩れ、商人層が新たな勢力として台頭した。領主は農作物の売却を商人に頼らざるを得なかったが、彼らは領主への服屬を免れる身分であつた。その商人に十字軍は新たな商機をもたらしした。参戦する王侯は軍備のために大量の農産物や資産を換金する必要があつたからである。そのうえ戦地への移動手段も不可欠であつた。この需要に目をつけたのがイタリアのジェノヴァやヴェネチアの商人である。彼らは造船と海運の事業で、軍事輸送に止まらずレバント（ヒザンチンとイスラム王朝領）との貿易にものりだし巨万の富を得た。また武器や武具、馬具などを作る手工業も成長し、職人たちも商人につづいた。商人たちは同業組合を結成しさらに都市住民の自治組織を發展させ都市国家を形成した。（都市国家については後述）

ヨーロッパ内陸では諸侯領や教会領の町に市が開かれていたが、取引の増加にともない大都市や交通の要衝に大市が開

かれるようになった。十二世紀のシャンパーニュ伯領の大市はとくに有名である。河川水路と隊商の通う陸路によってバント、イタリア、南フランス、フランドル、ブリテン島にわたる各地の産品が集った。商人にとって最大の懸念は輸送経路に所在する封建領主が課す通行税や関税が多すぎることであった。王権は総税額を抑え自由取引を認める特許状を与え商業を保護したので、商人の集中する場所に商業都市が形成された。それは商人層の勢力拡大のみならず王権の権力集中を促進することになった。

商業の発展は文化面にも顕著な影響を与えた。その一つは書字言語使用の急増である。そもそも教会が書字言語を独占できたのは、それがラテン語に限られていたことであつた。世俗語の書字化が教会の独占を崩したのである。それはすでに十世紀には修道院の学僧によって実現していた。英語の書字化は早く八世紀には成立しており、その後ロマンス語（口語ラテン語）からイタリア語、フランス語、スペイン語などが派生した。ドイツでは高地ドイツ語の書法が出現した。表現力の向上にともない世俗語は部族の伝承を記す叙事詩や物語などにも使われるようになった。世俗語が商人の実用ニーズあう形に発達すると商業実務での使用が広まり、さらに市民の日常生活にも応用された。俗人のための識字教育には司教座聖堂学校のラテン語教育があつたが、その目的は世俗の実務ではなかつたので、商人たちは家業を担う家族のために世俗語教育の学校を開設した。

一般市民の識字率が高まるにつれ市民の知的関心も高揚した。このような気運の下で大学が誕生した。十二世紀に世界最初の大学がイタリアのボローニャに創立され、その後パリ、オックスフォード、ハイデルベルクなど各地に広がつた。大学は教会から独立した自由な研究の府としてまた市民の高等教育機関として成長することになる。大学の専門分野には医学、哲学と法学があつた。学問の興隆は、十字軍による破損や散逸を免れたビザンチン文献やイスラム王朝がスペイン

に残したギリシア古典が西ヨーロッパに流入し、そのラテン語訳が普及したことによる。アリストテレスの著作が知られるにつれ哲学が神学から分離して新分野を形成した。法学ではユスティニアヌス帝編纂の『ローマ法大全』が西ヨーロッパに流布し、ボローニヤ大学でその研究が進んだ。その結果ローマ法の注釈書や注解書が多数刊行されて各地に広まったのである。ローマ法は、教会法と慣習しか知らなかったゲルマン族社会に法の一貫性や執行手順の合理性といった法の観念を植えた。大学の法学研究も在地の世俗語で記述されるようになり、やがて現地の慣習や裁判記録が法体系にまとめられ公刊された。法学の発展は世俗社会の脱教会化を促すとともに、王権の法的統治の基礎を築いた。

西ヨーロッパの封建社会は十三世紀に全盛期を迎えたが、それはノルマン禍の終焉、気候の温暖化による農業の好調そして人口増加に支えられていた。封建制は慣習的主従関係にもとづく人身的統治を具現していた。それを経済的に支える荘園制もまた領主の領民に対する身体的支配を原理としていた。土地や資産の貸借関係は臣従誓約の下では対等なものではなかった。法学の発展は所有権の概念を確立し、売買や譲渡による所有権の移転や、貸借にもとづく当事者間の関係を法的な権利義務関係として明確化した。契約関係は当事者を身体的支配関係から分離し、法的秩序（正義）の原理として定着していった。アーレントが国家の原型と見た中世の職能団体は、親方や家長が成員を暴力的に統率する疑似家族ではなかった。それはまた教皇を父なる神の代理人とするカトリック教会の家父長的位階秩序とも異なっていた。十四世紀の天候不順と黒死病の大流行は長期不作と人口減少をもたらし、ヨーロッパ経済は不調に転じた。それにより教会のイデオロギー支配と封建貴族の統治体制は解体へ進むことになる。

(8) 十一世紀には騎士の傭兵市場が成立し国王軍を迎えられたが、十五世紀には重装騎兵よりも機動性のある歩兵が重視されるよ

うになった。イングランドの長弓兵やスイスの長槍兵は重装騎兵より機動的であった。その後の火炮の發達により歩兵の装備は小銃に変わり、火炮の実用化により砲兵が出現した。傭兵の主な供給源は貴族出の騎士層からスイス農民に代り後ドイツ農民も加わった。傭兵隊長は有力諸侯に匹敵する影響力を揮った。参照、菊池良生『傭兵の二千年史』二〇〇二年、講談社現代新書およびマイケル・ハワード、奥村房夫・奥村大作訳『ヨーロッパ史における戦争』二〇一〇年、中公文庫。

(9) 佐々木毅や成瀬治は、王権の聖職人事権へのこだわりの理由として相続による散逸がない聖職者領の確保をあげているが、高位聖職者が王権の行政官を兼任していたことは無視できないと思われる。時代はかなり下るが十六世紀のフランスの事例として成瀬があげているのは、当時フランス王配下の聖職ポストが大司教職一五、司教職八三、修道院長職五二七であったという(成瀬治『近代ヨーロッパへの道』二〇一一年、講談社学術文庫、二七頁)。このデータから推量すると、これらの聖職者は王国の地方長官として重責を負っていたと思われる。

(10) 十字軍運動の底流にはキリスト教信仰の大衆化があった。西ヨーロッパの布教が達成され信徒が民衆にまで広がると信仰の大衆的高揚が起こった。異教徒のエルサレム占領の報は聖地奪還を求める集団的興奮をもたらした。こうした状況のなかで教皇は十字軍遠征を煽ったのであった。当初の目的はエルサレム奪還にあったが、やがてとイスラム勢支配下のキリスト教徒居住地の奪還と異教地の征服も含まれるようになった。イベリア半島は八世紀初頭よりイスラム教王朝の支配下にあったが、辺境に退避した西ゴート王侯が失地回復活動をつづけていた。この運動はレコンキスタと呼ばれ十字軍の東征より早期にはじまり、イスラム勢倒後のカステイリア王国成立までつづいた。その間の十二―十三世紀の軍事行動が一部十字軍と呼ばれた。十字軍の派遣回数はいろいろ記されるが、狭義には初期の中東遠征を指し、その回数を七回とするのが定説とされる。

四 封建体制の解体と社会の形成

十三―十五世紀ヨーロッパでは気候の寒冷化により農業の不作が長期化したうえ、十四世紀には黒死病の大流行によつて人口が三分の一も減少した。荘園の農作に依存する封建社会は、その根幹を揺がされることになった。この変化の特徴

をあげれば、貴族勢力の衰退、教会の内部分裂、商業都市と商人層の台頭そして社会の形成である。

農業不振と人口減少は荘園領主の経済力と軍事力の低下をもたらした。領主は生産性の低い直営地を借地に換え小作農を増やしたが、それは農奴支配を弱める要因になった。地代の金納化は領主と農奴の関係を希薄化し、農業の商業化が農奴と商人との関係を緊密化した。こうして農奴の身分的束縛が少しずつ軽減された。領主は兵力を傭兵で充当したので貨幣収入が不可欠になった。十字軍への参戦や主君への軍役奉仕はとくに中小領主の家計を圧迫した。こうして小領主は自領の保護を大領主や教会に頼らざるを得なくなった。

教会は十二世紀頃には高位聖職者や学者修道士のエリート層とひたすら信徒の世話をする教区司祭層に二分されていた。信仰の大衆化にともない平信徒の中にも篤信家が増えていたため、上層部の腐敗が明らかになるにつれ、下級司祭や信徒の間に教会エリートに対する不信感が高まった。このような風潮の下に教会の刷新を目指す運動が出現した。運動の母体は二つあった。一つはシトー会のように出家修道士が自己規律を高めつつ社会貢献を果そうする新興の托鉢修道会である。もう一つは新たな教理にもとづき結成された新宗派で、異端とみられやすい集団であった。十二—十三世紀に出現したカタリ派やワルド派は教皇庁の異端宣告を受け弾圧された。とくに南フランス一帯に自派の司教区を増やしていたカタリ派系のアルビ派は、度重なる異端宣告を無視したため、教皇派遣の討伐十字軍により一掃された。注目すべき点はシトー会も異端派も生活規律として清貧を掲げていたことである。それは教会組織に対する公衆の根強い反感を反映していた。

フランスでも教皇と王権の抗争が生じた。一三〇三年教皇ボニファチウス八世とフランス王フィリップ四世が対立した事件は、両者の力関係の逆転を暴露した。当時フランスはイングランドとの戦争で苦戦し、国王は戦費調達のため聖職者課税に踏み切った。教皇がこれに反発したが、国王は全国三部会（聖職者、貴族、平民で構成される身分議会）を開いて国内

有力者の支持を取りつけ、教皇逮捕のため派兵した。そしてローマの南町アナニーで教皇がフランス軍に幽閉され釈放後に憤死するという事態に至った。しかしその後ローマ聖庁にフランスの勢力が強まり、後任教皇にフランス人のクレメンス五世が就任し、教皇庁もローマから南フランスのアビニョンに移転した。教皇のバビロン捕囚とよばれるこの事態は一三七七年まで七十年つづいた。さらに聖庁のローマ帰還後教皇選出が混乱し二人(後三人)の教皇が並立するシスマ(大分裂)が七十年近くつづいたのである。

その頃イングランドとポヘミアでも教皇庁を揺がす事件が起った。オックスフォード大学の神学者ジョン・ウイクリフがイングランド教会のローマ教会からの自立を主張し、教権から非難を受けながら自説を曲げず聖書の英訳に取り組んだ。十四世紀初にはプラハ大学総長の神学者ヤン・フスがウイクリフを支持し、教会改革とチェコ民族運動を指導し反ローマ運動が高まりをみせた。教会内部ではシスマ解消のため神聖ローマ皇帝ジギムントが公会議に諮ることを提唱し、一四一八年コンスタンツ公会議が招集された。そこで四年半にもわたる論争の末、無名の新人教皇マルチヌス五世が選任され、シスマは解消することになった。この公会議は画期的な採決方式を導入しイングランド、フランス、ドイツ、イタリア、スペインに公会議民族としてそれぞれ一票、枢機卿団に一票を与えたのである。これは教会組織の国別独立を容認したに等しかった。にもかかわらずこの公会議はウイクリフとフスの言説を異端と断じ、フスを火刑に処し(ウイクリフは他界していた)二人の著作を禁書処分とした。この処刑はフス派の反発を招き皇帝との戦争(フス戦争)にまで発展し、宗教改革の序曲となった。しかしこの公会議はローマカトリック教会の最高意思決定において公会議が教皇権に優越する先例となった。教皇の権威はとくにイングランドとフランスで著しく低下し、教権は神聖ローマ皇帝への依存を強めたが帝権の影響力も不安定であった。すでに十三世紀末にローマ教皇庁の西ヨーロッパ支配は終幕に向っていたのである。

商業都市や都市国家の勃興は封建社会の解体を促した。これらの都市は荘園体制には存在しなかった市場機構を備え、それが荘園を基盤とする封建体制を商業的統治関係に変革したのである。J・ヒックスは『経済史の理論』で大規模な商取引における専門商の重要性を指摘する。交換は取引コストをとまなうが、商品が多様化し取引量が増加すると、そのコストは大幅に上昇する。そこで専門商の力が求められた。それは彼らが売り手と買い手の事情に精通し、適切な需給判断力をもち仲介能力に優れていたからである。商人は特定の主君をもたずきわめて個人主義的だったにもかかわらず、都市に蟠集した。その理由は収穫増とリスク分散が容易になることであつたとヒックスは説く。農作や手工業品生産は収穫減の法則が働くが、商業は扱う商品の多様化によつて収穫増が可能になる。また商品の保管や輸送また契約履行はリスクをとまなうが、その負担は引き受け手が多いほど減少する。ヒックスは商人の都市集中が収穫増とリスク分散に好都合な外部経済を生んだと述べる。つまり商業都市は事業の拡大と共同化に最適な環境であつたのだ。市場機構は市民の共有であつたがその促益は市民外にも提供され公共的役割を發揮した。

商人は都市で自分たちの組織を結成したが、その目的は市場機構を構成する共用商業施設の建設、金融や紛争処理の制度形成にあつた。共用施設には港湾設備（灯台を含む）や道路、倉庫などのほか海運・造船業や倉庫業という共用サービス、国外貿易拠点と航路の安全確保が含まれる。手工業者もそれぞれ同業組合やギルドを結成し共同施設の設置、製品の品質管理や価格維持の体制を整え、職人育成システムをつくりあげた。金融業は取引決済や送金の効率化手法を開発し事業を伸長した。最初に成功したのは両替商である。当時貨幣は各地で鑄造されていたがその流通は鑄造地に限られていた。しかし大都市や大都市での取引で多種多様な貨幣が使われたため決済に支障が生じた。両替商は、各地通貨の金属価値を厳格に評価し、通貨間の交換比率を明確化することで決済の混乱を解消した。銀行は預金や貸付だけでなく為替や信用状とい

う新たな送金システムや輸送リスクを軽減する保険も創出した。さらに預金による決済(小切手や手形)が行えるようになる。銀行は商業に不可欠な社会インフラとなった。また事業資金の不足を解決する会社制度も考案された。こうした制度が、つぎつぎと形成されその集合体を社会とみなす認識が成立した。⁽¹¹⁾

商業の隆盛がもたらした社会的影響は二つあった。貨幣使用の普及と紛争の法的処理の一般化である。貨幣使用は貢租や軍役の金納化により貴族や農民にも普及したが、その否定的影響はとくに非商人に及んだ。莊園において領主と領民の懸念はほぼ毎年の作高に集中していた。しかし貢納の金納化により作物の市況も不安要因となった。不作時の借金は農民に長期にわたる債務負担を強いる元凶となり最悪の場合農奴へ転落するほかなかった。下級貴族や騎士層のなかにも貨幣資産が足らず債務に苦しむ者は少なくなかった。他方商人は貨幣収入を蓄積し、豪商は余剰貨幣の貸付によりさらに富裕化した。貨幣資産は土地所有に関係なく貧富の格差を拡大した。

商業が社会に与えた第二の影響は、契約関係の法的保護の強化である。契約履行は時間経過を含む活動であるから、悪意がなくても不履行が生じる可能性がある。商人集団の内部では、違約に起因する紛争の予防や仲裁制度が発達した。保険、質入れと抵当、保証人や公証人などの仕組みがその例である。問題は商人と非商人との契約に関わる紛争にあった。

これは商人社会を超える問題であるから統治者の裁判に委ねるほかない。しかし諸侯領内では領主も領民も土地の慣習に縛られていたため、商人層の望む法的解決はなかなか実現しなかった。王権は都市商人の保護を強め、国王裁判所は領主裁判で救えなかった契約上の物権に関する訴訟で、従来の慣習を超える法理論を使って損害救済の範囲を拡大した。他方大都市の豪商たちは在地都市の同業団体を糾合し、市民の財産権保護を目指して直接統治にのりだした。⁽¹²⁾

九世紀以降叙任権闘争により無政府状態に陥った地方で治安悪化に苦しむ町や市が出現した。そこで市政の領主からの

自立を求める運動が起った。ローマ以北のイタリア北中部は諸侯領と教会領が分立していたが、司教治下にあった中部の市町民がはじめて組合とか仲間という自治組織を結成した。北部のピサ、ジェノヴァ、ミラノ、ヴェネチア、フィレンツェなど大都市で誕生した組織はコムーネと呼ばれた。コムーネは市民集会（議会）と参事会（政府）よりなる統治機関として、市財政の独立を図り、領主（大半は司教）との交渉を通じて対外通商権、裁判権、貨幣鑄造権、外国資産請求権などを認めさせた。やがてこれらの商業都市は市政の全面自治を認可する特許状を領主から勝ち取り自由都市を標榜した。さらにヴェネチアやジェノヴァなど遠隔地貿易を行っていた大都市は商船航路の安全確保のため海上兵力を強化した。そして交戦権、和平締結権、外交権を確立し全面的自治権をもつ都市国家に成長した。十二世紀中央神聖ローマ皇帝フリードリヒ一世赤髭王が皇帝特権の回復を企図してイタリア遠征を繰返したため、ヴェネチアを中心にミラノ、ボローニャ、パドヴァなどがロンバルディア同盟を結んで皇帝軍を撃退した。こうしてイタリア北部に都市国家という新勢力が出現した。

都市の自治組織結成の動きは十二世紀にはフランスやドイツにも起きていた。ドイツでも叙任権闘争で世俗権力が弱体化した地方都市の自立化が進行し、商都ハンブルク、ブレーメン、ケルンなどが自由都市となった。フランスではローマ時代の伝統をもつリヨンがつづいた。十三世紀にドイツの港湾都市リュベックが北海とバルト海の沿岸都市とハンザ同盟を結成し、メンバーの商船と航路の保護に取り組んだ。ハンザ同盟はメンバー商船への海賊や沿海国海軍による襲撃に備えて海軍力を強化した。さらにロンドン、ボルドー、リスボン、バルセロナからマルセイユに到る外地拠点を確保し、航路を確立して事業拡大を図った。この交易ルートの成立により十四世紀には、イングランドの羊毛業が活況を呈し、それを原料とする毛織業がフランドル地方で成長した。その中心都市ガン（ヘント）も発展して自由都市になった。

自由都市と都市国家の成立の違いは中央権力の強さの差にあった。イタリア北中部は封建貴族の権力集中が進んでおら

ず、商業都市が交易圏を拡大するには王国と対等な権力をもつ必要があった。他方イングランドやフランスの王権は商業を保護しながら集権化を進めていた。近代的視点からみれば絶対王政は反民主的な旧体制に過ぎないと思われがちだが、中世末期における王権の拡大は商人の自由権の拡大と裏腹の関係にあった。王朝間の抗争のために王権が兵力を強化し、諸侯に対する軍事的優位を確保したことは疑いない。しかし王権の兵力は傭兵に依存したので、どの王朝も財源確保に腐心し、商人層の支持が不可欠になったため商業都市と市民の自由権を認めざるを得なくなっていた。そこで王権は一方で貴族の領主権を制限しながら、都市と市民層の権利を承認し、商人層を直接統治する糸口を掴んだのである。その過程はきわめて漸進的であったが、それにより内戦は極力回避された。

自由都市は王城都市や領主館の所在市町ともまた農村とも異なっていた。根本的な相違は都市住民に身分的差違がないことであった。外国人を除けば都市の住民はすべて平等な自由民であり市民であった。農村から夥しい農奴が流入したが、彼らも職につくか職人の徒弟になれば市民、つまり自由民になることができた。都市は経済活動の場であるだけでなく市民生活の場でもあった。したがって共用施設のニーズは領主領内の市町や農村以上に高かった。それゆえに都市はインフラの塊となったのである。防壁と市門、道路、街灯、上下水道、橋、広場、公園、市庁舎、集会場、劇場、港湾から共同住宅などの建設は近代になってもつづくことになる。そのうえ都市の行政、商取引、金融、裁判などの制度も都市インフラの主要な柱として定着していった。これらはいかなる個人の所有にも属さない明らかな公共財である。これらの共用施設は組合やギルドなど商人や職人の団体により支えられていた。

こうして自由都市はローマ時代の国家の名辞である *Res Publica* (みんなのもの、英訳は *commonwealth*) となった。市民が制度や施設を共有し共用できる共同体は社会として認識され、市民の同胞意識に支えられていた。アーレントが近代国家

の原型と見たのは、こうした自由都市の政体であった。ただし国家 (state) とは中心的統治者が権力を自由に行使できる状態 (state) を意味していた。確かに自由都市は市民の共通利益の保護を最優先目的としていた。ただしここで重視された共通利益とは公共の利益を指していた。それを共有した市民意識は、アーレントが否定した家族的感情ではなかった。彼女が称賛した古代ギリシアのポリスにもアテナイのように遠隔地貿易に携わる商人たちも居住していた。にもかかわらずポリスでそれが論じられなかったのは、商業が市民には禁じられた職種だったからである。それは外国人にのみ認められたが、彼らは当然市民になれなかった。アーレントが強調した市民的自由を実現する政治とは、人間の安全や生存のための具体的処置から乖離していた。

中世盛期以降王族や貴族は土地の所有に執着したが、統治者の国 (王公国とか侯伯領) に対す態度には、それが人間の構成する共同体であるという意識が感じられない。それはただ彼らが必要とするたんなる財産として存在した。領民は土地の付属物であり農作装置の部品と考えられていた。黒死病による人口の激減の結果、農奴の身分的拘束は緩和された。商業都市の興隆は農奴が自由民になれる好機をもたらした。農村人口の激減と都市への流出は封建体制の解体を加速した。他方王権は他王朝や諸侯貴族と教会勢力との抗争を繰返しながら、自領の権力集約を進めていた。とはいえ絶対王政への道はネーションと市民意識の形成過程でもあったのである。

- (11) 参照、J・ヒックス、新保博訳『経済史の理論』一九七〇年、日本経済新聞社。ヒックスは荘園体制下の農奴による農作と貢納にもとづく経済は、階層化した慣習と領主の指令の混合した経済体制であり、経済主体の所在があいまいなものであったとし、商業は明確な利潤動機をもつ活動であるため、農作の商業化は農作を産業化したという。そしてそれは慣習指令経済から商業的経済への体制的転換であったと述べている。

西欧における世俗国家の成立とネーションの形成 (大熊)

三四〇 (三四〇)

(12) ジェーン・ジェイコブスは、商人社会と非商人社会の間に根本的な倫理感覚の違いがあることを指摘し、政治による経済の統制は現代でも困難をとまなうと説く。参照、ジェーン・ジェイコブス、香西泰訳『市場の倫理 統治の倫理』一九九八年、日本経済新聞社。また商業の成長にとまなう人間関係の変容に関して、岩井克人がかなり時代が下るが、シエークスピアの作品から十六世紀のヴェネチアの商人と非商人の関係の変化を読み解いている。参照、岩井克人『ヴェニス商人の資本論』一九九二年、ちくま学芸文庫。

五 王権の拡大と世俗国家の成立

十一世紀後半から西ヨーロッパの王国では国王の権力が強まりはじめた。その過程が国により異なるのは王権と諸侯および教会との勢力関係に著しい違いがあったからである。最も早く権力集約を実現したのはイングランドであった。征服により成立したノルマン朝は、諸侯や教会勢力の所領統治を原状のまま認めたため強い抵抗を受けることなく王朝体制を樹立できた。国王ウイリアム一世没後の後継者争いの末王位はアンジュー伯家に移りプランタジネット朝の初代国王ヘンリー二世（治世一一五四—一一八九年）に受け継がれた。彼は裁判制度の改革を図り、大陸で一般化していたローマ法とは異なるコモンローの基礎を築いた。以後イングランドでは「法の支配」という統治原理が定着し、裁判所の拡充とともに議会が発展することになる。それに反してフランス王家（カペー家）はそもそも弱小貴族であったが、王位の特殊性を利用してその世襲化に成功すると、王室の家政組織を強化しながら、司教座教会や大貴族の俗権組織を蚕食していった。ドイツでは神聖ローマ帝国を構成する多数の諸侯・教会と帝権との緊張関係のなかで皇帝や国王の選挙権を握った大貴族が所領内の権力集約を進め領邦国家の形成に向っていた。それは帝国分裂の傾向をも意味し南北イタリアやフランドルのドイツか

らの分離運動を内包していた。以下ではイングランドにおけるコモンローの発展を中心に王権拡大の過程をみてみよう。

イングランド王位に就いたウィリアム征服王は直ちに直接統治の布石を打った。まず前王朝の地域的統治単位であったshire（州）をcounty（州）と改称し、その行政を直属家臣に当らせた。同王は同行したバロンと呼ばれるノルマン貴族を州奉行（sheriff）に任じ、知行地の統治に当らせた。各州に州裁判所を設置するとともに王国全域を所管する国王裁判所も創設した。これにより旧来の在地貴族や教会の権力を超える王国統治の枠組みが定着した。それを可能にした理由の一つは使用言語の違いにあった。国王やバロンはフランス語を話す人々だったからである。やがて統治実務にもフランス語が混入し英語自体も変質していった。第二の布石は一〇八六年のドゥムズデイブックの完成である。これは今日の国勢調査に類する全土の人口、国土、資源に関する調査記録である。土地の保有者とその保有面積、農地の生産高、森林、牧地、草地の面積と人口（身分ごとの世帯数と人数、農民数）などを王領地、荘園、都市、教会ごとに調査し記録したものである。これによりノルマン朝は王政安定に不可欠な財政の基礎データを得て財政基盤を確立したのであった。

ヘンリー二世は即位前にすでにアンジュー伯領、ノルマンディ公領、そして結婚によりアキテーヌ公領を領有するフランス第一の大貴族として絶大な権力を握っていた。彼は広大な治領の統治に当らねばならなかったが、三四年に及ぶイングランド国王在位中に実に二一年もフランスに滞在したので、イングランド統治には効率性を重視した。とくに関心を払ったのは実務手続の統一と記録の保存である。例えばイングランド辺境州の国王裁判官、州奉行、地方官の配下のイングランド人官吏すべてに王政庁手続の訓練を施した。さらに巡回裁判の制度化と王政機構の整備により統治の実効性を高めた。巡回に際し一切の実務記録や文書を携行し、滞在地での執務を記録してそれを保存した。彼はイングランドでもフランスでも慣習の地方差に起因する法的不整合に直面していた。イングランドで王権は教会や貴族の領内裁判権を容認していた

が、法の統一は王国統治の切実な問題となっていた。国王とその裁判所は次第に権限を拡大し法の統一を実現するが、その端緒が一六四年のクラレンドン裁判法 (Constitutions of Clarendon 1164) の制定であった。これはイングランドにおける叙任権闘争の一端で、教会の裁判権を制限するものであった。つづいてクラレンドン巡回裁判法 (Assize of Clarendon 1166) が施行され、重大刑事事犯の国王裁判権が王国全域に拡大した。国王の不在を補ったのは王政庁 (Curia Regis) から独立した大法官と財務官である。王政庁は国王の側近貴族と高位聖職者に直属家臣を加えた会議体であったが、そのメンバーから選任された大法官と財務官の職務が拡大し、十三世紀にそれぞれ独立の行政機関に成長した。大法官は公式には国王付き司祭と秘書と顧問を兼ねていた。カンタベリー大司教区の助祭長トーマス・ベッケットの登用以来、大法官は王国の最高司法職となった。ベケットは教会法とローマ法の教育を受けており、教会の組織運営の経験のある適任者で、巡回裁判と国王裁判を統括した。財務官は王国財政の經理担当官として国庫の出納と監査にあたったが、職務の拡大にともないその役所が上座部と下部に分けられ、上座部は徴税に関する訴訟を扱う財務府裁判所に発展した。ヘンリー二世はフランス国王フィリップ二世 (在位一二八〇—一二三三年) との抗争のためフランス領の統治には苦しんだが、イングランドでは傭兵と民兵からなる国王軍を擁し、王国の統治機構とコモンローの創始者として評価されている¹³⁾。ではコモンローとは何か。米国人法制史家リチャード・ホーグによると、それは財産権、主に土地の所有権や使用权をめぐる私的訴訟 (請願) を国王が処理する際の手順と判断基準から発展した法原理であるという。十二世紀イングランドではノルマンコンクエストのみならず商業の発展にともなう人口移動により土地の所有権や使用权をめぐる訴訟が多発していた。当時法とは慣習法を指し、裁判官が発見した規範を意味した。しかし領主裁判所で下される判決は一貫性を欠いていたり恣意的判断によるものが多かった。封建制の下で特定の土地を誰が支配する資格 (所有権) を有するか、また誰

がその使用許可（借地権）を得ているかは、現地の慣習で成立していた。国王裁判官はできる限り広い地域慣習を判断基準とするよう努め、さらにローマ法格率の「先例拘束」や「一事不再理」などを法の原理として尊重した。そして国王裁判所の保存する膨大な裁判記録から判例を探して訴訟の合理性を判断した。受理された請願や上訴は訴訟当事者を名宛人とする国王令状（*writ*）によって本人に通達され、当事者は法廷に召喚されたり判決の執行を命じられた。すべての令状は大法官府の登録簿に記録され保存された。こうして国王裁判所の下す判断の安定性が高まったため国王裁判所は人々に受け入れられた。この方式も法慣習として定着しコモンローの成長を助けた。国王裁判官は訴訟の処理手順の形式性にこだわり詳細な裁判記録を残し、その蓄積が適法手続（*due process of law*）というコモンローのもうひとつの原則を生んだ。

土地に関する訴訟には今日では刑事事犯とみられるものも含まれていた。当時の法観念には刑事と民事の区別がなく、刑事的事案も私的訴訟により処理された。領主裁判所の相論で原告と被告の主張が対立し裁判官が判断できない場合、ゲルマン古例による神判で決着を図ることが珍しくなかった。ヘンリー二世は神判を禁止し、当事者の近隣住民を証人として宣誓証言させる方式を導入した。それは陪審制の萌芽であった。⁽¹⁴⁾

コモンローは、規範とすべき慣習の裁判官による発見、訴訟手順のルール確定、法廷の開催、執行吏による判決の執行をもって実定法となり、巡回裁判の制度化によって王国全土に定着した。また大学の法学研究とその業績の公刊に加え法学教育の普及もコモンロー発展の土壌となった。コモンローは十三世紀には体系としてのまとまりをみせるが、その体系化にもっとも貢献した法律家がヘンリー・ド・ブラクトンであった。彼は巡回裁判所の判事を務めながら研究をすすめイングランドの慣習法集成の編纂で有名である。「国王は法がつくるものゆえに国王といえども法の下にある」という彼の法格言はよく知られている。

ヘンリー二世没後のイングランドで、バロンの叛乱により王権が後退したにもかかわらず、コモンローはさらなる発展を遂げた。国王の死後王家に王位継承抗争が起こり王位はまずリチャード一世に継がれたが、彼がフランス国王との抗争で捕虜になるという失態を演じた時、弟ジョン（欠地王在位一九九―一二〇六年）が王位を襲った。両国王とも自家のフランス領をめぐり同国王フィリップ二世に翻弄された。とくにジョン王は苦戦を強いられ、イングランドのバロンや教会に対する課税を強化したため叛乱を招いた。大敗を喫しフランスの全領地を失なった国王に貴族勢力を抑える力はなく、彼らの要求に同意するほかなかった。その合意にもとづき公布された勅許状が一二一五年のマグナカルタ（大憲章）である。マグナカルタは民主政の原則を定めたものではない。しかし国王といえども従うべき法があるという大原則を明記したことで、立憲制の基本を定めたイングランド憲法（立憲体制）の構成法になった。⁽¹⁵⁾これによりコモンローの基本原則である「法の支配」が確定した。しかしジョン欠地王の後継者ヘンリー三世（在位一二一六―一二七二年）はこの原則を拒否したためバロン勢の反発を招いた。国王は彼らの要求を抑えられず、封建勢力（貴族と教会）と妥協し一二五八年オックスフォード協約（Provision of Oxford 1258）に同意したが、すぐ翻意したため内戦となり、国王軍の敗北によりこの協約が確定した。これは条例とも訳されるが、イングランド憲法の一部となったもので議会主権の起源とされる。従来王政庁に存在した国王評議会（貴族、聖職者および裁判官で構成）に騎士、地方郷士、農民および都市市民の代表を加えた定例会議（議会）を設置し、議会が立法権と政策決定権をもつと定められた。議会は十三世紀末には制度として定着し、十四世紀には貴族院と庶民院に分離して二院制となった（聖職者は議会とは別の聖職者会議を構成した）。こうして国政は国王大権から離れ議会の統制におかれることになった。

コモンローの発展に影響を与えたもう一つの革新はエクイティ（equity 衡平）裁判所の設立である。コモンローの規範は

慣習のほかに手続ルールを含んでいた。法技術の発達により手続も複雑化して、法の内容と形式が矛盾し正当な権利を救済できない訴訟が発生した。立証手続の形式的欠陥のため証拠不十分とされたり、先例（慣例や判例）がないために救済ができないといった案件が増えていた。こうした不公平の是正のため裁判官独自の判断にもとづくエクイティという救済基準が考案された。エクイティはコモンローとは別の法的処置と考えられ、十五世紀には専門のエクイティ裁判所が大法官府に設けられた。今日では制定法中心の大陸法との対比でエクイティを広義のコモンローに含め、それをコモンローの原理とする見方が有力である。コモンローの法律家たちは、慣習はたんに存続しているだけでは法とはいえず、法は記述された理性であると考えていた。その前提には法的秩序（正義）と衡平は人間精神に知覚可能なものであるとの信念があった。¹⁶⁾

イングランドにおけるコモンローの発展は、王権が封建貴族と教会や都市商人の裁判権を集約する過程に対応していた。コモンローの法体系は個別の訴訟（Case）に対して裁判官の下す判断が、以後の同種訴訟に関する判断基準となるといった裁判官の経験集積から生まれたものであり、訴訟実務に密着していた。国王裁判所と巡回裁判所の制度的定着により国王は王国全域の裁判権を掌握したが、それは王権の絶対化には繋がらなかった。イングランド憲法の構成法は、王権を統制しようとする貴族勢力と王権との妥協を法的に記述したものであった。したがって憲法は貴族ひいては被治者（後世国王臣下と被治民を合せて subject 臣民と記される）の権利を保障するものでもあった。個人の権利保護とは私有財産権の保障であり契約の保護を意味した。こうした合意の蓄積により王国は君主制の形態を維持しながら議会が実質的に統治する政体に進化した。議会議長の確立した現在でも「議会における女王」という言辞が使用され、立法権が法形式的に王権に属することを明らかにしているが、それは国家が立憲主義にもとづく法的共同体であることを意味している。

イングランド王政における裁判官の職務拡大は、統治実務の論理性と実証性の重要度を高めた。政府は知識人を集めそ

の能力を活用したが、それは教会の王政介入を阻止しようとする意図も秘められていた。王権は自立的学芸の振興を促したので、法律家につづいてさまざまな知識人が政治エリートとなる道が開かれた。世俗国家は法的共同体であるだけでなく文化共同体としての顔をもつようになった。(文化の政治的意義については後述する)

王権のもう一つの権力集中は貨幣鑄造権の独占と商人に対する特許状の付与と並行して行なわれた市場統制権の確立である。封建制の全盛期には封建領主や司教座教会・修道院なども貨幣を鑄造していた。しかし金属貨幣しか存在しなかった当時封建勢力の貨幣供給力は市場の拡大に対応できなくなっていた。また王権は特定商人に特許状を付与し国内商業を保護するとともに外国産品の流入や外国商人の活動を制限した。そして王権は国内商業の保護と市場統制で租税や手数料などの収入を得た。後世には都市国家と同様、王国も商業国家としての顔をもつことになる。

以上検討したようにイングランドにおける絶対王政の成立は議会の台頭をともなっていたが、それに比べフランスは独自の発展をみせた。先述のようにフランス王宗家のカペー家はパリ盆地中部のイル・ド・フランス地方に伯領をもつ小貴族にすぎなかったが、ゲルマン的伝統により王位を継承していた。王国樹立のためにカペー家は、フランス最大の貴族であるアンジュー伯家のほか他の大貴族や司教座とも争わねばならなかった。彼らはその第一歩として王位神聖という部族意識を盾に王位の世襲化を図った。つぎに国王軍の編成、城下の商業振興と領外商人の取引制限により王権を強化し、宮廷の官僚化によって絶対王政を確立した。官僚化こそフランス王政第一の特徴となった。

九―十世紀西フランク王国でカロリング朝の家系が断絶したため国王の選挙制が復活した。フランス王国の樹立をめざすカペー家のルイ六世は王位世襲化の布石として生前に嫡子の王位継承権を教会と貴族に認知させるため聖別祭儀を敢行した。それにより国王は選挙制ではない王位の世襲制の了承を得ようとした。そして六代にわたる国王がこの手順で即位

し、一世紀を経て世襲制が定着した⁽¹⁷⁾。十世紀末から十二世紀にかけて国王宮廷が家政を統括するようになり、やがてそこに王政庁が形成された。王権は領内の商業振興のため城都パリの商人に大幅な自治権を認め商人層の支持を得るとともに、領外商人のセーナ河交通と取引を制限し、ノルマンディ公など大貴族や教会勢力に少なからぬ打撃を与えた。さらに国王は国王軍と王政機構の拡充を図り、積極的に下級身分を登用した。軍の士官には直屬騎士を（兵の主力は傭兵、官吏には中小貴族、騎士、都市市民を重用した。それは大貴族や教会勢力の介入を排除し宮廷官僚を基礎とする王権強化の布石となった。また王権はイングランドと同様領主裁判権の削減によつて権力集約を進めた。十二世紀にはフランスでもパリ大学でローマ法研究が盛んになり、その教育を受けた人材が活躍していた。ヴェネチア商人により遠隔地貿易が発達したため従来より広域の商慣習が成立していた。法学はその慣習を法として体系化し、全ヨーロッパ的ルールを提供した。そのためローマ法にもとづく実務処理は各地の商人層に歓迎された。しかしその最大の受益者はヴェネチア商人や教会勢力であり、次いでドイツ（神聖ローマ帝国）勢力であった。教会とドイツに対抗するためフィリップ二世は国内でのローマ法の適用を禁止した。その結果国内の裁判でフランス固有の慣習を重視する動きが高まった。こうして王権は都市とならんで封建勢力の裁判権を圧縮していった。

また王権は刑事裁判権の独占を図った。当時教会は戦争の防止と治安維持を国王の責務と考える「王の平和」という觀念を重視しはじめていた。そうした気運のもとでフィリップ二世は、私戦と裁判決闘を禁止し、封建領主と教会の刑事裁判権を縮小した。さらにイングランドのジョン欠地王を敗退させると、同王をフランス王臣下の謀反として告訴し、全封土剥奪という判決を得て、直ちにそれを執行した。以後宮廷は諸侯間の領地係争に関する上訴裁判の場となった。十三世紀には国王裁判所が王政庁から独立し、さらに高等法院（parlement）へ発展した。十四世紀初頭には国王フィリップ四世

(在位二二八五—二二九四年) が全国と地方の三部会 (Etats généraux と Etats provinciaux) を招集したが、フランスではイングランドのように議会が王国統治に係わることはなかった。それは王権が官僚体制を固め議会の必要としなかったからである。フランス王権の権力集約は封建勢力の特権の剥奪に依っていた。⁽¹⁸⁾

黒死病の大流行により最大の打撃を受けたのは貴族勢力であった。領内の農奴人口が激減し農業生産が落ち込んだのである。領主は所領の農業再生に必要な労働力を確保するため、農奴の自由権を認めざるを得なかった。教会、とくに大領主であった司教座も似た状況にあった。フランス王権は司教座の世俗統治への関心を高めた。

司教座教会は大荘園をいくつも保有し司教は大領主の肩書を有していたが、所領統治のため伯権を行使したのは聖堂参事会ないし助祭長であった。教会の世俗統治に関して叙任権闘争中に教会法 (カン法) 学者の間に論争があった。ローマ聖庁は教会の裁治権を信仰に係わる教権と教会財産や聖職者の生活に直結する俗権に分け、司教叙任を教権に属する事案とみなしていた。ドイツでの叙任権闘争が教権と王権の痛み分けて終結した後、王権は司教人事より教会の俗権に注目した。司教座の伯権は王権の代行であるとの法解釈が定まると、フランス王権は司教を臣下の伯とみなし、司教就任に際して司教座選出人事に承認権を行使するようになった。教会の俗権には領内徴税権や不自由民の支配権のほかに裁判権、治安維持権、貨幣鑄造権、市場統制権などが含まれていた。国王は当然王権を支持する司教を承認したので、それにより司教座を服属させることができた。教会の俗権はほとんど王権の権限と重なっていたため、次第に王権に吸収された。十四—十五世紀に王政庁内に実務を統括する政府が形成され、軍総司令官を長とし宰相、国王会計官、大執事、財務官などの幹部職で構成された。十三世紀に導入された会計官は王室財政の適正な管理を図るため二回の会計監査を実施した。会計官の役所は中央会計院に発展し、王政官僚組織の中核となった。さらに十四世紀には財務裁判所も併設された。王政の実

務を担当したのは王政庁の官吏だった。彼らはパリ大学出身の法学士で下層身分の出身者が多かった。とはいえ彼らはフランスの初期官僚制を生み、行政の主流となり法服貴族と呼ばれるようになった。¹⁹⁾

フランス王権はイングランドとの戦争を抱えていたため慢性的な財政不足に直面していた。そのため国王フィリップ四世が教会に対する課税で教皇と対立しアナーニ事件が起きたことは先に触れたが、この時国王は全国三部会の同意を取り付けただけでなく、教会の俗権に対する王権の統制を適法とする法学者の検討結果を用意していた。つまり王権は法学者をさわめて重視していた。フランスで絶対王政が確立するのはイングランドとの百年戦争と宗教改革に絡むユグノー戦争が終了した十七世紀である。この集権化の過程で第三身分が台頭した。それは都市市民層が世俗国家（ネーション）の主体としての自己意識を発展させる基となった。その後フランスは法制、官僚行政、思想（イデオロギー）、文化、そして商業と産業の共同体という多面性をもつヨーロッパの大国として登場することになる。

(13) Arthur R. Hogue: *Origins of Common Law*, 1984, Liberty Fund (初版は Indiana University Press, 1966) 三四―四五頁。なおホグは国王令状の制度化をコモローの特徴として指摘している。

(14) 同書、一八九頁。刑事事犯の裁判権が国王に属するという考えは「王の平和」という觀念に由来しているという。従来のキリスト教的な秩序観によれば神の秩序を乱す存在は悪魔であったが、戦争や武力抗争は宗教祭儀によつて收拾不可能な事態であった。そこから「王の平和」という考えが生まれ、戦争の防止や終結と国内治安の維持は神から命じられた国王の責務と考えられるようになった。国王の戴冠式で国王が神命の実現を宣誓する儀式が行なわれたのは国王に課せられる責任という概念が成立していたからである。イングランドの国王裁判所では重罪事犯裁判の原告は国王が務め、その審理に証人として一般人を出廷させた。ヘンリー二世はまた宣誓検屍官の制度も導入している。周知のとおりヘンリー二世とベケットは後年対立しベケットは暗殺された。この対立はイングランドにおける叙任権闘争の一端とされる。

西欧における世俗国家の成立とネーションの形成（大熊）

三三〇（三三〇）

- (15) イングランドの Constitution の訳語に憲法を当てると、日本では単一の成文憲法と誤解されやすい。英国の Constitution は国家の統治機構や人権規約に係わる慣習、勅令、協約、判例、制定法などの集合で、立憲体制の原理とされ、その内容は時代とともに変貌してきた。イングランド王国は十三世紀にウェールズを征服し十五世紀に法的に併合した。さらに長年抗争を繰返していたスコットランド王国も制圧して十八世紀に統一王国を形成した。アイルランドはイングランドより早くキリスト教に改宗した王国であったが、十三世紀以降イングランドに制圧されたため抵抗も根強かつたので、プロテスタント住民の多い北アイルランドを除いて独立した。こうして成立したグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国は北米、インド、大洋州、アフリカに植民地を拡大し英帝国としての統治体制を構築した。しかしアメリカ合衆国の独立後と第一次および第二次世界大戦後に自治領の主権を承認し、植民地の独立も受け入れて、帝国は「ブリティッシュ」コモンウェルス（英連邦）に再編された。その結果生まれたカナダ、オーストラリア、南アフリカ、インドなどの諸国は、英国の立憲制度（Constitution）とコモンロー法制を踏襲したり強い影響を残しているところが多い。とはいえ連合王国内でスコットランドは大陸法系の伝統を維持している。なおコモンローに関してホップスは、法は数学と同じように推論で発見される理性である述べている。参照、田中浩、重森臣広、新井明訳『イングランドのコモン・ローをめぐる哲学者と法学徒の対話』二〇〇二年、岩波文庫。

- (16) Hogue、前掲書、一六六―一七七頁。エクイティは慣習や判例によらない判断基準という点でコモンローと異なるが、それは法的公正の点でコモンローの短所を補完する法であるとされる。しかしそれは司法判断であるため制定法とは考えられなかった。
- (17) 王とは実力により権力を握ったたんなる豪族とは異なる存在と考えられていた。それはキリスト教改宗前の部族社会で族長が祭祀権をもつ者であったという習俗に由来すると思われる。王位の神聖性については、A・M・ホカート、橋本和也訳『王権』(二〇一二年、岩波文庫)参照。カペー家の事例は以下参照。渡辺節夫『フランス中世 政治権力構造の研究』一九九二年、東京大学出版会、第一部第一章「中世王権と権威」。
- (18) 渡辺、前掲書、五七および六九―七〇頁。
- (19) 同書、第一部第二章「王権による司教座の支配と統制」参照。なおマックス・ウェーバーは官僚制的行政における知識と専門家の役割を重視している。参照ウェーバー、濱嶋朗訳『権力と支配』二〇一二年、講談社学術文庫、第二章。

六 結語 現代世界を呪縛する遺産

先述のようにヨーロッパ世界の形成は五世紀後半の西ローマ帝国の消滅からはじまった。ゲルマン族の侵攻と部族抗争がつづく無法状態にあったこの地域は新しいローマをなすヨーロッパと意識され、十五世紀以降、世俗国家の分立する世界として一定の安定をみせた。新大陸の「発見」、ルネサンスから宗教改革と宗教戦争を経てヨーロッパの主要アクターに浮上したのが国家であることはいうまでもない。ここに成立した国家なる政治体はきわめて多面的な特性をもっていた。本稿で検討したようにその特徴はすでに中世末期に形成された世俗国家に内包されていた。

第一に当時のヨーロッパは世界観ないし国家（統治組織）観を古典古代的理念から継承したために、世界や国家は実体的にはクラブないしその集合体として形成された。ローマ・カトリック教会が希求し、カロリング朝フランク王国が実現したヨーロッパ信仰共同体は他者（異教徒と異端）の排除をともなっていた。フランク王国消滅後に出現した世俗国家も言語や習俗などの地域文化を軸に形成された。十六世紀の宗教改革とその後の宗教戦争は、クラブの排他性が暴力的に衝突した現象といえる。この対立の解消は主要国の合意、史実的にはアウグスブルク条約（一五五五年）とウエストファリア条約（一六四八年）により実現した。その合意の要点は、政教分離を原則とする各国の統治領域の限定と国家的宗教の承認にあった。ここで国家は一定の土地を統治する領域国家であることが合意された。そしてこの合意はどの国も尊重すべき規範と認識され、「国際」法という理念に昇華された。世界は法的理念を共有するクラブ、国際社会として現出したのである。⁽²⁰⁾これは非西欧文明圏の世界観、例えば中国文明圏における「天下」とは全く異なる存在であった。

国際社会の一員となった国家は分権的統治体ではなく単一の行為体と観念された。それは実態の認識というより在るべ

きものと措定された存在であった。理念的國家への信奉が広まるなか、各王権は国内の集権化とネーションの統合による統一國家の形成を模索した。そもそも封建時代の王国は、実態的には戦時に王国軍に結集する軍事勢力をしか意味しなかった。平時には国王も諸侯も所領統治に専念したが、その実状はほとんど教会や聖職者による日常実務に終始していた。王権は王政への司教座の介入を軽減するため教会の統制を強めた。にもかかわらず自己の權威の源泉をキリスト教信仰に求めた。宗教改革により教会は多数の宗派に分裂したが、どの國家も自國は(広義の)キリスト教徒クラブであることを疑わなかった。近代國家は脱キリスト教化に進んだが、それは宗教の代わりにイデオロギーを標榜する政体となった。イデオロギーは自由主義、民主主義、共和主義、民族主義、社会主義など様々な思想と宗教が絡み合う複雑なものであったが、いずれの國家も理念性を保持することでクラブ性をもちつづけた。

ルネサンスがヨーロッパ世界にもたらした最大の政治的意義は、俗界が教会から文化的に独立したことにあつた。教会は、天上界と地上界で構成される宇宙を措定し、そこは神聖な垂直的秩序が支配する場と信じていた。前者には神や天使、聖人が所在し、後者は教皇や枢機卿、司教などが属する聖界と王侯や商人、農民、奴隸が配置される俗界からなる被造物の世界と考えていた。古代ギリシア的平等は異教的原理として却けられ、不平等な身分的秩序を当然視した。上級身分の生活は贅沢を極めたが、その豪華さは宗教祭儀や政治的祝典において権力者の威信を高めた。復活節やクリスマス、国王の戴冠式や婚礼での豪華絢爛な王侯や司教らの行列は政治的効果を發揮した。古代中国で儒家が身分関係を顯示する祭儀を権力者の威信を高める方法として唱導し、儒家礼教の統治技術は漢から清に到る歴代王朝に継承されてきた。「礼儀三百威儀三千」と称される礼の細則は、高位身分ほど衣服や作法のきまりを嚴格に規定しているが、この威儀こそ中華王朝の強力な統治手法であつた。ヨーロッパでも教会は高位聖職者の威儀によって俗界を支配したといえる。識字率が低く印

刷術が未発達な時代、大多数の信徒にとつて宗教教理は理解不能だったから、聖堂の建築スケール、司祭の祭服の色彩、典礼の音楽的展開などは、民衆の感情を高揚させるとともに心理的に圧倒する仕掛けにはかならなかつた。教会は文化の庇護者として芸術家のパトロンを務めることで文化的覇権を誇示し得たのである。

知識の世界でも教会は書字言語を独占し、教義に則した言説を展開する知識人を抱えていた。一千年にわたり蓄積されたカトリック的記述は飽和状態に達し、知識人の間に閉塞感が強まっていた。こうした状況のなかでビザンチンからイタリアの都市に伝来した古典の原本は知識人に意識変革の突破口を提供した。まずローマ法の研究がはじまり、やがてでギリシア美術やその人間観が評価され、人間肯定的思想が誕生した。新しい文学作品や評論の刊行が増えるにつれ、その思潮は人文主義と呼ばれるようになる。新しい感性に沿った美術作品が創られ一世を風靡すると、豪商や貴族それに教会まで競ってそれを買求めるようになった。美術活動が絵画や彫刻などの室内装飾の枠を超えて建築に及ぶと、都市景観も一変した。こうしてルネサンスは商業都市を文化面で教会依存から脱却させた。この変動期に台頭したのが芸術家や知識人などの文化人であつた。影響力をもつ文化人を抱えることは、王国や都市それにとつて精神的覇権に不可欠となつた。²¹⁾

宗教改革は知識人主導ではじまつた。やがて教会改革や信仰の自立という主張は、地方のナシヨナリズムに転化した。民族ないし国民教会の建設という宗教指導者のビジョンは、十七―十九世紀にかけてネーション主体の国家樹立という運動に拡大した。その指導的役割を果たしたのはいうまでもなく芸術家や知識人であつた。ヨーロッパ各地に相次いで成立したネーション・ステート（民族・国民国家）は、自国あるいは民族の文化を発掘するとともにその発展に狂奔した。コスモポリタンのイデオロギーにより二十世紀に成立した社会主義国でさえ、文化を国家的シンボルとして重視した。さらに

第二次大戦後に非ヨーロッパ文明圏に生まれたアジア・アフリカ諸国でも文化、とくに統一言語の制定はネーション形成の鍵となった。⁽²²⁾

世俗国家が近代に商業ないし産業共同体としての性格を強め帝国主義体制にまで膨張したことは周知のとおりなので省略するが、最後に看過し難い問題が残っているのでそれを考察しよう。それは世俗国家がもつ軍事共同体という側面である。ヨーロッパは実に多くの戦争が行われた場所でありそのような歴史をもつて形成された世界であった。古典古代においてもギリシアの対ペルシア戦争、ペロポネソス戦争、アレクサンドロスの帝国建設からローマ帝国の成立まで大小の戦争が記録されている。四世紀にはローマ辺境にゲルマン諸族の侵入がはじまり、西ローマは帝国崩壊後にビザンチン、ゲルマン諸部族とイスラム勢力が入り乱れる戦国状態となった。キリスト教はゲルマン族に一定の秩序観を与え、それによりフランク族が平和を達成したが、彼らもまた武装集団にほかならなかった。カロリング朝消滅後にはノルマン族の侵攻が繰り返され、そのなかで形成された封建社会を構成したのも武装勢力であった。中世末期に王国が成立してから現代に到るまで国家は軍事共同体としての特性をもちつづけてきたのである。

ヨーロッパの戦史を研究し、クラウゼウイツと並ぶ兵法学の泰斗と評され、フランスとロシア陸軍で参謀将官を勤めたジヨミニは、自著『戦争概論』で戦争の目的として次の四つをあげる。第一に何らかの権利や国家的に重要な経済利益の維持またはその回復、第二に平和を支える勢力均衡の維持、第三に宗教や政治的信条(イデオロギー)の弘布または敵対的イデオロギー勢力の打倒、最後に領土拡大のための他国の征服である。このうち第一の目的は外交による決着が先決であるとする。第二の勢力均衡維持のための戦争については、他国同士の戦争に介入する干渉戦争に利点が多いと指摘する。また第三のイデオロギー紛争は軍事的解決が不可能で、時間の経過を待つしかないという。第四の大国による征服ないし

侵略戦争においては、侵略を受けた中小国が人民総武装で抵抗すると、大国といえども多大の犠牲を免れ得ないと述べている。⁽²³⁾

これらの戦争のうち発生期が集中していたのは宗教戦争で、十三世紀の十字軍遠征と十六世紀の宗教戦争であった。ヨーロッパで帝国樹立を企てた野心家による侵略戦争はカエサル、アレクサンドロス、ナポレオンなど天才的軍人政治家の治世に発生している。隣大国による侵略戦争には経済的利益や軍事的関心に係わるものがあつた。これは農地（農民を含む）や賦存資源の獲得のみならず領土継承権や土地に係わる利権なども争点となつた。さら重要な事例は軍事的要衝や宗教的ないし政治的シンボルとなる土地をめぐる攻防であつた。中小国は自国の安全保障や経済的安定のため大国との軍事同盟や隣国との経済同盟を結んで大国と対峙したためそれが干渉戦争の誘因ともなつた。

勢力均衡とはヨーロッパの経験した国家の分立状態を指すと解せるが、それは多数の国家が地続きの大陸に所在し、それらの人口規模や経済力に極端な格差がなく、各国が他国を対等な存在と認識できた環境で成立した観念だといえる。それぞれの国家が独自に軍事力をもつて対峙してただけでなく、各国は状況により軍事同盟を結んで結束した。そのうえこれら諸国の治者たる王家や貴族は複雑な姻戚関係にあり、各国とも他国の王族や貴族のいずれかを人質として抱えるという関係にあつた。それゆえ勢力均衡とはたんなる軍事関係に止まらず、どの国も他国政府を脅迫できる状態を維持するという内政干渉の仕掛けを留保していた。

戦乱の絶えないヨーロッパではほとんどの国王軍は戦時に臨時編成される暫定軍であつた。ただし時代とともに兵種は變つた。古代ギリシアでは兵役義務を負う市民が戦時に重装歩兵として召集された。ローマ時代にマジヤール族に対抗するため主力が騎兵に代つた。ゲルマン族の侵入にともない都市が城塞化すると、武術が専門化し中世半ばには王侯軍は重装騎

兵の専門職になった。彼らは騎士として領主に伺候したが、封建諸侯の私兵は組織力が弱いうえ軍役期間が限られたので、戦争の頻発と長期化にともない傭兵に代えられていった。戦闘の中心が白兵戦から攻城戦に移ると騎兵より機動性に富む歩兵が重視されるようになった。歩兵の武器も弩から長弓や長槍に変わった。十五世紀後期に成立した君主制の下で国王軍は王族の護衛隊から王命遂行の組織に進化した。フランスでは勅令により騎兵と歩兵（弓兵と槍兵）による常備軍が編成された。またイングランドや都市国家は傭兵部隊のほかに民兵や海軍を常備した。国王軍は戦争を繰り返すうちに王国軍となり、火器の発達にともない小銃歩兵隊と砲兵隊を抱える戦闘部隊に拡大した。列強の軍備競争の結果軍は戦闘部隊を超える巨大な軍事官僚機構に発展した。しかしそれとは逆に常備軍の制度化は技術合理性を否定するミリタリズムというイデオロギーを生んだ。それは二十世紀に出現した軍国主義とは異なり、軍の威信、慣習、思想を体系化したイデオロギーを指し、軍事合理主義を拒否して、権威や慣習を重視するともに組織信仰を促すものであった。兵器や軍服の装飾化が進められ軍の儀典が整備された。軍事パレードが軍のみならず国家の威信を誇示し、ナシヨナリズム感情を高める行事となった。戦争はネーションの形成を促し、またその生存を決する祭儀として神聖化された。戦死者は聖人として祀られ軍人は祭司化したのである。⁽²⁴⁾ こうしてネーションと軍隊が習合する新たな国家神話が現出した。

古代にはギリシアでも中国でも戦争は神々の抗争と解され記述された。中世ヨーロッパでは異教徒との戦争が神の平和の大義で正当化された。宗教戦争後ヨーロッパの戦争は没価値的行為とみなされ、戦時の軍事作法が国際法として重視されたに止まる。しかしヨーロッパが平和を謳歌した十七世紀に大国が相次いで非ヨーロッパ世界に植民地を求めて殺到した。最初はスペインとポルトガルがキリスト教の布教を掲げつつ財貨獲得を目指してアジアや新大陸に進出した。その後イギリス、オランダ、フランスなどが植民地会社（とくに東インド会社）を介して軍事的威嚇によりアジアを侵略した。植民地

から得た巨大な富は王侯貴族の生活を一段と華麗にしたが、国内では階級対立が激化した。フランスでは革命により国民軍を擁する共和政体が成立したものの、それはナポレオンの独裁により軍事帝国に変質した。新興のプロイセンやロシアなども徴兵制を敷き軍事国家として台頭し、オーストリアや日本もそれに追従した。こうして世界は軍事国家がひしめく場となった。

第一次大戦後から第二次大戦にかけて西ヨーロッパの植民地各地で反乱が起った。それを機に独立戦争や民族解放闘争を指導したのは軍事力をもつ政治団体であった。独立を達成した国々のエリートは軍人が多く、彼らは軍備強化を優先し軍を伝統的な宗教組織以上の国家的官僚機構に発展させた。共産主義国や社会主義国では、軍とらんで党が官僚組織を担った。いずれにせよこれらの新興国エリートは軍事力に固執し、民生の混乱に際し軍政で対応する傾向が強い。(例外としてインドがあげられる。インドの独立運動には武闘派もいたがガンディーの非暴力運動の影響が圧倒的であった。独立もインドは一度も軍事政権を生んでこなかった)

冷戦を経験した現代でも国際社会は国家やその他勢力の軍事力を十分統制できていない。アーレントは人間の条件として「地球」をあげた。これは彼女の教説のなかでとりわけ現代的な争点であり、人類が地球上で生きざるを得ない現実を再確認したものである。二十世紀末期より環境保護は全地球的な問題といわれてきたが、それは地球が国際的な(国境を超える)公共財となったことを示している。地球はもはや分割可能で排他的利用が可能な資源ではないのだ。国家安全保障においても各国は軍拡競争による武器の限界効用に直面し、不特定多数の人々が過剰兵器の外部効果に晒されている。オーバーキルの規模に達した核兵器はそれともはや国家的安全保障の切り札ではなくなったことを証明した。また冷戦後の局地戦争やテロによる難民の急増は地球上のあらゆる個人に自分の最終的避難場所が保障されていないことを明らかに

した。つまり世界も有限な閉鎖空間であることを顕現したのだ。それが示しているのは、問題は世界にあるのに国際社会には力がなく、能力もつ国家は分裂していて対応できないという現実である。それゆえにこそ無限を前提にクラブの多様性を許容してきた世界が排他性と寛容性のバランスに苦しんでいるのだ。政教分離を拒否するアクターが国際社会に出現した現在、国家や武装組織というクラブの多様性を世界がどこまで受容できるかまだ不明である。最大のジレンマは存在の絶対性を原理とする宗教やネーションのクラブと資源の有限性を前提に成立している生活共同体(国家)との接点がないことにある。問題の解は政治と宗教が交差する文化領域という新たな次元に求めるほかないのかも知れない。 [了]

(20) 中国の「天下」には皇帝以外のいかなる主体も存在せず、また天下を構成するはずの諸勢力も想定されていなかった。つまり天下は覇権をもつ皇帝のみが自由を享受し得る場とされた。したがって天下には実在勢力間の合議や合意、共通の慣習にもとづく法という原理は存在しなかった。中国的天下と国際社会の間に感じられる違和感はこの二つの言辭の内包する意味のズレに起因するように思われる。

(21) 中世西ヨーロッパの司教座教会の大聖堂のゴチック建築が人々を圧倒し、それは人間の空間感覚や秩序意識に対し強い教育効果をもっていたという。参照、イーフォー・トゥアン、山本浩訳『空間の経験 身体から都市へ』一九九三年、ちくま学芸文庫、第八章「建築的な空間と認識」。また帝国や覇権国の首都における都市デザインや建築様式は、追隨国のモデルとなることよって覇権のシンボルとなった。古代中国の首都は儒教的空間を表象し、その様式は朝鮮やベトナムの儒教国で踏襲された。参照、村松伸『中華中毒 中国的空間の解剖学』二〇〇三年、ちくま学芸文庫、第三章。

(22) 宗教改革はルネサンス期の教会の内部抗争やヨーロッパ国際政治と複雑に絡んでいた。その概況の記述として下記が参照になった。J・モンタネッリ、R・ジェルヴァアソ、藤沢道郎訳『ルネサンスの歴史』一九八五年、中公文庫、下巻。宗教改革の地理的拡大に関連して、フランスの人口学と人類学の専門家、E・トッドは新旧教派の分布が農村の伝統的家族制度と相関するとの分析を行なった。プロテスタント教会が識字教育を促進したため新教国の方が旧教国より早く近代化を達成したとしている。参

照、石崎春己訳『新ヨーロッパ大全』一九九二年、藤原書店、巻一第八章「宗教改革と対抗宗教改革」。またパトリック・ギアリは、地続きの大陸に成立した領域国家が nation と記されるが、この語は国家、国民、民族のいずれの意味も含むとしてその多義性を指摘する。そして近代国家の国境が歴史的に変動したこと、その住民の集団も移住や通婚により変化したことに触れ、どの国もマイノリティを抱えているためネーションを単一の民族とか文化集団とは同定できないという。そしてネーションは国家権力が望む国民像を指す用語として創作され、政治的シンボルとして神話化・神聖化されてきたと指摘している。参照、鈴木道也、小川智幸訳『ネーションという神話 ヨーロッパ諸国家の中世的起源』二〇〇八年、白水社。なおドイツとイタリアの統一国家建設運動は文化人がリーダーシップを発揮したとはいえ、大衆的支持に支えられていた。しかし旧ソ連やユーゴのような社会主義国、連合王国やスペインなどの立憲君主国では、近代国家形成の過程に大衆運動がみられない。それが国家の分裂とかスコットランドやカタルーニヤの分離運動の遠因であるように思われる。

(23) ジョミニ、佐藤徳太郎訳『戦争概論』二〇〇一年、中公文庫、「第一章 戦争と政略」参照。ジョルジュ・カステラ、西海太郎、石橋英夫訳『軍隊の歴史』一九五五年、白水社クセジュ文庫、六二頁。

(24) アルフレート・フォークス、望田幸男訳『軍国主義の歴史 封建騎士団から大衆軍隊へ』一九七八年、福村出版、一一頁。また日本政治思想史の専門家子安宣邦は、近代ヨーロッパに成立した政教分離原則による世俗国家は、伝統や宗教が異なるとはいえ後進世界の国家モデルとして存在したと説き、新国家建設の運動は既存の宗教勢力に対決する世俗的マジオリティの形成を志向する民族主義として出現したという。しかし慣習を無視する世俗的近代化が急激に進み、経済格差の拡大や政治的抑圧が強まると民衆の反発が高揚し、そこに宗教的ナショナリズムが大衆的支持を得る機会が生じると述べ、日本の国家神道の歴史的経緯を論じている。参照、『国家と祭祀 国家神道の現在』二〇〇四年、青山社、「第六章 近代国家形成と宗教」。